

(例規 9 2)

陸幕衛第 1 1 4 号
令和 3 年 4 月 2 1 日

各 方 面 総 監
各 学 校 長
(自衛隊体育、情報、
輸送、化学、高等工
科各学校長を除く。)
補 給 統 制 本 部 長
殿

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

健康診断用医療機器の賃借契約について (通達)
(衛定第 2 0 8 号)

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙
配布区分：教育訓練研究本部長

健康診断用医療機器の賃借契約（レンタル）に係る実施要領

1 目 的

駐屯地医務室及び健康管理室（以下「医務室等」という。）において実施する健康診断用医療機器の賃借契約（レンタル）に係る規定を定め、経費の効率的執行に努めるとともに円滑な業務の遂行を図る。

2 対象医療機器及び賃借契約の要件

(1) 対象医療機器

医務室等で主に健康診断に使用する機器

(2) 賃借契約の要件

ア 機器の故障で修理対応が不可能な場合等

イ 1 か月の賃借契約額が本体価格の 20 パーセント未満の機器

ウ 医務室等で計画した健康診断の期間（必要最小限の期間）

なお、賃借契約額が本体価格を超えない範囲の期間とする。

3 使用予算科目等

庁費「職員厚生経費」から庁費「借料及損料」へ予算付替を行い執行する。

4 通知及び申請

(1) 賃借契約予定の通知

方面総監は、翌年度に計画する賃借契約予定を、1 月の末日までに（急きょ賃借の必要性が生じた場合はその都度）賃借契約予定通知書（付紙第 1）の様式により陸上幕僚長に通知する。

(2) 年間賃借契約の申請

方面総監は、翌年度に年間の賃借契約を要望する場合は、1 月の末日までに賃借契約申請書（付紙第 2）の様式により陸上幕僚長に申請する。

(3) 賃借契約予定及び年間賃借契約の要望がない場合

翌年度に計画する賃借契約予定及び年間賃借契約の要望がない場合は、その旨を 1 月の末日までに陸上幕僚長に通知する。

5 報 告

(1) 方面総監は、賃借契約を締結した医療機器について、賃借契約実績通知（付紙第 3）の様式により翌年度の 5 月の末日までに、補給統制本部長に通知する。

(2) 補給統制本部長は、前号により通知された賃借契約実績通知を取りまとめ、翌年度の 6 月の末日までに、陸上幕僚長に報告する。

6 その他

方面総監は、第 4 項及び前項第 1 号に規定する通知及び申請並びに報告を行う場合には、方面区内に所在する学校（自衛隊体育学校、情報学校、輸送学校、化学学校及

び高等工科学学校を除く。) 及び補給統制本部に係る賃借契約を取りまとめて行うものとする。

下記のとおり賃借契約予定を通知する。

○ ○ 方 面 総 監

[illegible]

〇 〇 方 面 総 監

[illegible]

〇 〇 方 面 総 監

記

[illegible]